公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和８年８月27日　福岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　福岡地方検察庁　令和８年第５号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　令和８年８月27日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

令和７年５月16日から同年５月26日までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

和田裕斗が弁護士事務所の職員等になりすまして被害者方を訪れ、同人の息子が現金を至急必要としており、かつ、前記和田が前記職員等として息子の代わりに現金を預かるものと誤信させ、被害者から現金の交付を受けた行為

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　氏名不詳者らが他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装って現金をだまし取ろうと考え、被害者方に電話をかけ、電話の相手が各人の息子であり、同人が現金を至急必要としているので、同人の代わりに訪れる弁護士事務所の職員等に現金を渡してもらいたい旨うそを言う。

⑵　和田裕斗が弁護士事務所の職員等になりすまし、被害者方を訪れる。

⑶　被害者から現金の交付を受ける。

５　開始決定の時における給付資金の額　金28万円

６　支給申請期間　令和８年８月27日から同９年１月27日までの間

７　犯罪被害財産の没収の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　福岡地方裁判所飯塚支部

⑵　裁判年月日　令和８年６月２日

⑶　確定年月日　令和８年６月10日

⑷　被告人の氏名　和田　裕斗

⑸　没収の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装って現金をだまし取ろうと考え、氏名不詳者らと共謀の上、令和７年５月16日から同年５月26日頃までの間に、氏名不詳者らが複数回にわたり、福岡県飯塚市内ほか３か所の被害者方等に電話をかけ、各被害者らに対し、電話の相手が各人の息子であり、同人が現金を至急必要としているので、同人の代わりに訪れる弁護士事務所の職員等に現金を渡してもらいたい旨うそを言い、さらに、被告人が被害者方等において、前記職員等になりすまして現れ、各被害者らに、電話の相手が各人の息子であって、同人が現金を至急必要としており、かつ、被告人が前記職員等として息子の代わりに現金を預かるものと誤信させ、よって、いずれもその頃、同各所において、各被害者から現金合計953万円の交付を受け、もってそれぞれ人を欺いて財物を交付させた。

（罪名）

詐欺

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒810－8651　福岡県福岡市中央区六本松四丁目２番３号

福岡地方検察庁　刑事政策推進室　電話番号　092－734－9092（直通）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

令和八年八月二十七日　外務大臣　茂木　敏充

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を令和八年九月二十九日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六箇月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一　氏名　山能　翔太

生年月日　平成五年五月十六日生

申請上の住所　埼玉県

二　返納すべき旅券

旅券番号　ＴＭ一〇九七七八三

発行年月日　令和七年八月二十五日

旅券名義人　山能　翔太

三　返納すべき理由

当該旅券名義人は、令和八年五月二十八日、越谷簡易裁判所裁判官から電子計算機使用詐欺、窃盗事件の被疑者として逮捕状が発せられ、令和八年七月三十日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。